

1 水質汚濁防止法が一部改正されました (平成22年5月10日公布)

■改正の背景

ここ数年、大企業も含めた一部の事業者において、水質汚濁防止法の排出基準の超過及び工場の従業員による測定データの改ざん等の法令違反事案が明らかとなり、これまでの公害防止管理体制に綻びが生じている事例が見られています。

全国における近年の不適正事案の概要

H17.2	鉄鋼業	5年間以上、排水基準、協定値を超過した測定データを協定値内に改ざんして行政に報告。
H21.3	製紙業	水質データを排水基準以下に改ざんして県に報告。県の立入検査時に排水水を河川水で希釈して分析値が低くなるよう偽装。
H22.1	化学工業	排水基準を超過した分析結果を欠測に書き換えるよう測定委託会社へ指示

また、近年、公共用水域における水質事故が増えており、全国一級河川ではここ10年で約3倍となっています。

このような状況を踏まえ、公害防止対策の効果的な実施を図るため水質汚濁防止法が一部改正されました。



■改正の概要

1 自主検査の未記録・改ざんに対する罰則

水質汚濁防止法第14条に基づく排水等の汚染状態の測定（いわゆる「自主検査」）については、現行では測定の未実施、未記録、虚偽の記録に対する罰則はありませんでしたが、今回の法改正で、記録の保存が義務づけられるとともに義務に違反して記録をしない者、虚偽の記録をした者又は記録を保存しなかった者に対して罰則が設けられました。（30万円以下の罰金）

2 事故時の措置の対象物質・施設の拡大

水質汚濁防止法第14条の2では、汚水の流出事故が生じた場合は、応急措置の実施と県への届出が義務づけられています（事故時の措置）。しかし、近年、河川等で発見される水質事故の件数が増加、現行制度において事故時の措置の対象となっていない物質や施設に係る事故が発生しており、事故時の措置の対象物質と施設の範囲が拡大されました。

3 事業者による自主的な公害防止の取組促

水質汚濁防止法の規制のほか、汚水等の排出や地下浸透の状況の把握、水質の汚濁の防止のための必要な措置について自主的な取組の規定が設けられました。
(第14条の4)

■ 公布と施行期日について

公布（平成22年5月10日）から1年以内で政令で定める日から施行、ただし「3事業者による自主的な公害防止の取組促進」については公布の日から3月を経過した日から施行となっており既に施行されています。

■ 法律の概要等

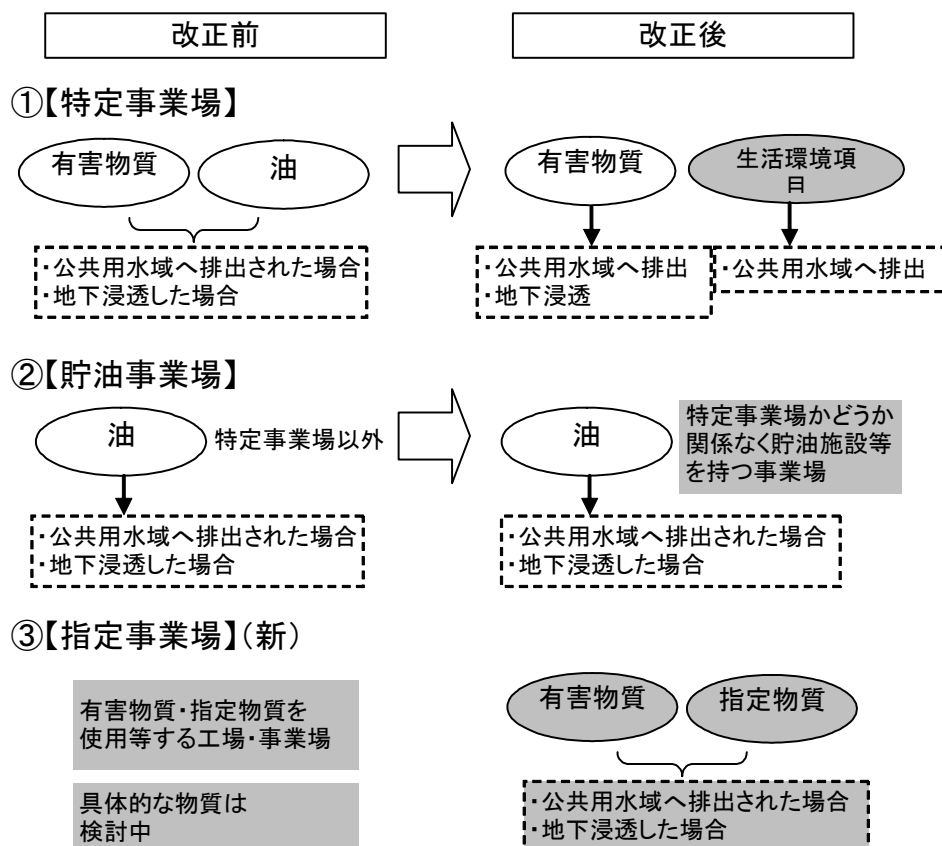
新旧対照条文等の関連資料が環境省のホームページに掲載されています。

- ・平成22年3月2日、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12205>

* 事故時の措置の対象物質・施設の拡大について

- ・水濁法に基づき、応急の措置を講じ、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を県知事へ届出（事故届出）。



4 一部が施行されています

■事業者による自主的な公害防止の取組促進

■施行期日は平成22年8月10日

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」一部施行

(1) (大気汚染防止法の一部改正) 省略

(2) (水質汚濁防止法の一部改正)

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

第二条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の三」を「第十四条の四」に、「第十四条の四―第十四条の十」を「第十四条の五―第十四条の十一」に改める。

第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一条ずつ繰り下げる。

第二章中第十四条の三の次に次の一条を加える。

（事業者の責務）

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二十八条第一項中「第十四条の七第一項、第十四条の八第五項」を「第十四条の八第一項、第十四条の九第五項」に改める。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則

（措置命令に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の水質汚濁防止法第十四条の二第三項の規定によりした命令は、第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法第十四条の二第四項の規定によりした命令とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第九条 次に掲げる法律の規定中「第十四条の七第一項」を「第十四条の八第一項」に改める。

一 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第二十条

二 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第十三条第二項

2 ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

■環境省において、水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が見直され、暫定排水基準が設定されていた21業種のうち6業種については一律排水基準へ移行、15業種については平成22年7月1日から引き続き暫定排水基準が適用されます。

■施行期日 平成22年7月1日

■有害物質の排水基準は排水量を問わず、全ての特定事業場に適用されます。暫定排水基準の適用にあたっては、業種等を特定する必要がありますので、水環境課又は各保健所に御相談ください。

■基準値等の詳細は環境省ホームページを御確認ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12561>

■参考 ほう素、ふっ素、アンモニア及び硝酸・亜硝酸化合物の一律排水基準

項目	排水基準
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/l
	海域 230 mg/l
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/l
	海域 15 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物	100 mg/l
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	

21業種と暫定基準の関係

		ほう素		フッ素		アンモニア	
		暫定基準 設定の有 無	【今回改 正】	暫定基準 設定の有 無	【今回改正】	暫定基準 設定の有 無	【今回改 正】
1	非鉄金属精錬・製造業			○	一律へ		
2	ほうろう鉄器製造業	○		○2	強化		
3	うわ薬製造業	○2		○2	強化		
4	イットリウム酸化物製造業					○	一律へ
5	炭酸バリウム製造業					○	一律へ
6	黄鉛顔料製造業					○	一律へ
7	すず化合物製造業					○	一律へ
8	硝酸銀製造業					○	一律へ
9	酸化コバルト製造業					○	強化
10	電気メッキ業	○		○2		○	強化
11	ジルコニウム化合物製造業					○	強化
12	モリブデン化合物製造業					○	強化
13	バナジウム化合物製造業					○	強化
14	貴金属製造・再生業	○				○	強化
15	化学肥料製造業			○			
16	畜産農業					○	
17	旅館業	○		○2			
18	下水道業	○				○	強化
19	ほう酸製造業	○					
20	金属鉱業	○					
21	粘土かわら製造業	○					
21業種	暫定排水基準の表中 業種その他の区分の数	10	4	10		13	

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 の概要

平成22年6月
環境省水・大気環境局水環境課

- 水質汚濁防止法の有害物質については、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を追加し、それらの一律排水基準を設定した（平成13年7月1日施行）。
- その際、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（40業種）に対し、3年間の暫定措置として、暫定排水基準を設定した（平成16年6月30日まで）。その後、平成16年7月及び平成19年7月に暫定排水基準の見直しを行い、現在、21業種について暫定排水基準が設定されている（平成22年6月30日まで。）。
- 現行の暫定排水基準は平成22年6月30日を以て適用期限を迎えることから、当該21業種の暫定排水基準について、環境省において所要の検討を行った結果、6業種については一律排水基準へ移行、残る15業種については引き続き3年間の期限に暫定排水基準を設定することとした。
- こうした状況を踏まえ、今般の省令の改正は、現行の暫定排水基準の廃止又は平成22年7月以降の暫定排水基準の延長及び強化（平成25年6月30日まで）の措置を定めるものである。

施行日：平成22年7月1日

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

○ほう素及びその化合物（単位：ほう素の量に関して、mg/l）

業種その他の区分	現 行 (H19. 7. 1 ～H22. 6. 30)	改正後 (H22. 7. 1 ～H25. 6. 30)	(参考) 一律排水基準
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	50	50	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10 海域に排出されるもの 230
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	50	50	
貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	50	50	
電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	50	50	
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	50	50	
ほう酸製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	80	80	
金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	150	150	
粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	150	150	
うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	150	150	
旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500	500	

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）
- Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）
- Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

○ふっ素及びその化合物（単位：ふっ素の量に関して、mg/l）

業種その他の区分	現 行 (H19. 7. 1 ～H22. 6. 30)	改正後 (H22. 7. 1 ～H25. 6. 30)	(参考) 一律排水基準
化学肥料製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	10	10	
非鉄金属製錬・精製業（貴金属製造・再生業を除き、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	11	暫定排水基準を廃止し、一律排水基準へ移行	
ほうろう鉄器製造業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15	15	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15	15	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15	15	海域以外の公共用水域に排出されるもの
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15	15	8 海域に排出されるもの 15
ほうろう鉄器製造業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	25	15*	
うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	25	15*	
電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	50	50	
旅館業（温泉を利用するものであつて1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	50	50	

※海域に排出するものは一律排水基準（15mg/l）へ移行

○アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(単位：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/l)

業種その他の区分	現 行 (H19. 7. 1 ～H22. 6. 30)	改正後 (H22. 7. 1 ～H25. 6. 30)	(参考) 一律排水基準
イットリウム酸化物製造業	150	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	100
下水道業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号） 第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に 係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又 はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の 特定事業場から排出される水を受け入れているもの に限る。）	250	170	
酸化コバルト製造業	400	220	
電気めつき業	500	400	
炭酸バリウム製造業	800	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
畜産農業	900	900	
黄鉛顔料製造業	900	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
すず化合物製造業	1,800	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
ジルコニウム化合物製造業	1,800	1,000	
硝酸銀製造業	2,000	暫定排水基準を 廃止し、一律排 水基準へ移行	
モリブデン化合物製造業	2,000	1,800	
バナジウム化合物製造業	2,000	1,800	
貴金属製造・再生業	4,000	3,600	

3 窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼 窒素・燐規制の対象湖沼が追加

- 湖沼などの閉鎖性水域における水環境を保全するため、水質汚濁防止法に基づき、窒素含有量とリン含有量に関する排水基準が定められています。湖沼の水質保全については、一定の要件を満たす湖沼を「排水基準に係る湖沼」として指定し、その集水域にある特定事業場に対する排水に窒素、燐の基準が適用されます。

■排水基準値

窒素含有量 120mg/l(日間平均 60mg/l)

燐含有量 16mg/l(日間平均 8mg/l)

- 熊本県の場合「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域」（湖沼と同様に窒素、燐の排水基準が適用されます）に、有明海、八代海、羊角湾が対象海域となっています。

- 窒素と燐の排水基準が適用されるのは、排水量 50m³/日以上です。

1. 今回新たに燐含有量についての排水基準に係る湖沼に定められた湖沼 3湖沼

湖沼名	所在地	管轄保健所名
竜門ダム貯水池	菊池市	菊池
五和東部ダム貯水池	天草市	天草
上津浦ダム貯水池	天草市	

2. 既に窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼に定められている湖沼 20湖沼

(1) 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼

湖沼名	所在地	管轄保健所名
松原ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田市	阿蘇
緑川ダム貯水池	下益城郡美里町及び上益城郡山都町	御船

(2) 燐含有量についての排水基準に係る湖沼

湖沼名	所在地	管轄保健所名
下釜ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田市	阿蘇
松原ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田市	
大谷ダム貯水池	阿蘇郡高森町	
緑川ダム貯水池	下益城郡美里町及び上益城郡山都町	御船
深迫ダム貯水池	上益城郡益城町	
立岡ため池	宇土市及び宇城市	宇城
石打ダム貯水池	宇城市	
萩尾大ため池	宇城市	
油谷ダム貯水池	八代市	八代
氷川ダム貯水池	八代市	
市房ダム貯水池	球磨郡水上村	人吉
内谷ダム貯水池	球磨郡五木村	
清願寺ダム貯水池	球磨郡あさぎり町	
教良木ダム貯水池	上天草市	天草
亀川ダム貯水池	天草市	
楠浦ダム貯水池	天草市	
第一ヤイラギダム貯水池	天草市	
第二ヤイラギダム貯水池	天草市	
姫ノ河内ダム貯水池	天草市	
都呂々ダム貯水池	天草郡苓北町	

備考 第一及び第二に掲げる湖沼の位置は、平成二十一年十二月一日における行政区画によって表示されたものとする。